

『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』を 読んで、考えたこと

とちぎあきら

Akira Tochigi

昨年(2018年)12月、国立公文書館が「アーキビストの職務基準書」の最終確定を発表した。この基準書とは、歴史公文書などの管理に携わる専門職としてのアーキビストの確立とその養成を旨としたもので、アーキビストの職務内容を22項目に亘り明記し、各項目にアーキビストとしての基礎要件と遂行要件が紐づけられている。検討委員会の開催から、原案提示、関係諸機関への説明や意見交換を経て、1年半を要して確定したもののだが、そこにはアーキビストの要件のひとつとして、「公文書作成機関の歴史、組織及びその変遷、現在から過去に至る主要な施策並びに作成・保存されている文書及びその保存状況を理解」することが明示されている。つまり、アーキビストが職務を遂行するにあたり、その活動の歴史的展開を知っておかなくてはならないということを宣言したことになる。

将来、フィルムアーキビストについて、同様の基準書が作られ、資格制度を設けるような人材養成の動きが生まれてくる時が来れば、自らの活動とそれが拠って立つ理論や制度について、歴史をふりかえることは、フィルムアーキビストの必修科目となるだろう。その時、石原香絵による本書『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』は、間違いなく、最初に読まれるべき教科書となるに違いない。

「フィルムアーカイブ史」ではなく、「フィルムアーカイブ活動史」と題されているように、本書は法制度や公共政策、アーカイブ機関のクロニクルに収斂しがちな内容を、その歴史のなかで重要な役割を演じてきた、川喜多かしこを筆頭とする個人の活動に焦点を当てることで、歴史を通観しようとする高い志に支えられている(その意味で、多くの日本人名にローマ字が併記され、生没年が記されていることの労を多とした)。個人の活動が、時代の限界と可能性を孕んだ歴史的文脈のなかに位置づけられるとともに、世界における動向を並置することで、その共時的な関係性も確認することができる。

わたし自身、東京国立近代美術館フィルムセンターというフィルムアーカイブ機関に長年勤めてきたが、本書を読み進めながら、何て多くのことを知らないまま仕事をしてきたんだろうと、悔やむことばかりだった。同時に、自分がやってきたことの一つひとつが歴史や世界と結びついていることを知れば知るほど、自らの判断、選択、そして行為に帰結するまでのプロセスの具体の重みが、胸を締めつけてくる。国の文化政策を実行する行政機関の末端に位置する公共フィルムアーカイブの数少ない常勤職員として、そして多くの業務を監督するスーパーバイザーとして、まず考えてきたことは、組織の目標や活動方針と、規則や内規、予算の執行、人員の配置との間で整合性を崩すことなく、首尾よく業務をこなすことであり、時に知恵を絞って、規則や内規を解釈しなおし、組織の目標や方針を書き直していくことに精力を注ぐ、その繰り返しは日常のほぼすべてである。フィルムアーキビストも、機関アーカイブの一職員であるかぎり、自明な日常がなければ仕事として成り立たない。

フィルムアーカイブ活動とは、それぞれの領域



日本におけるフィルムアーカイブ活動史 石原香絵 著 美空出版

における仕事が緊密に連関してこそ成り立つものだから、通史を綴ろうとすれば、どうしても自明な日常の多くは捨象され、ビッグイシューに関する記述に傾斜しがちになる。それゆえ、今後この分野の歴史を学ぶ人たちは、本書を一つの典拠としながら、たとえば、各国の法定納付制度成立のプロセスと産業界との関係、映画フィルムの修復・復元に係る技術的アプローチやインフラの変遷、カタロギングの方法論やデータベースの構築・公開がアクセスへ与える影響など、枚挙にいとまがないほどある各論の歴史的展開を検証することにより、自明性の歴史的根拠を明らかにするとともに、それを相対化していく必要がある。

しかし、そもそもその検証に耐えられるほどに、フィルムアーカイブは自身の決定プロセスや業務の具体的な工程について、適切に記録を残してきただろうか。行政やアーカイブ組織のような機関資料、映画会社における企業資料などの一次資料が、仮に残っていたとしても、しかるべき管理の下で整理されていなければ、歴史研究にとってアクセス可能、参照可能にはならない。結局は、映画史研究一般に通じることだが、新聞や雑誌などのメディアによる報道に頼らざるをえなくなる。それゆえ、来るべきフィルムアーキビストは、自らの活動自体のアーカイブズにもっと自覚的にならなければいけないだろう。

著者も引用している大島渚監督の言葉、「敗者は映像を持つことができない」が真実だとすれば、フィルムアーカイブは敗者を身分にしてはならない。勝者による記録によってしか自らの表象を確認しえない人たちを常に生み出している世界において、フィルムアーキビストが大事だと思っている日常の重みの源泉であるさまざまな制度が、図らずもこうした疎外の固定化に手を貸してはいないだろうか。もしそうだとすれば、本書『日本におけるフィルムアーカイブ活動史』は、フィルムアーキビスト自らがこの抑圧を内破するためのきっかけを与えるものになってほしい。そのとき初めて、本書は真の意味での「古典」となるだろう。 【..】

(フリーランス・フィルムアーキビスト)

註

1 「別表3 遂行要件の解説」『アーキビストの職務基準書』2018年12月、独立行政法人国立公文書館、19頁。http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf